

# 障害者雇用の 企業支援ガイド 2024

～障害のある方もない方も共に働き活躍する社会を目指して～

## 障害者の雇用に係る制度の概要

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、民間企業や国、地方公共団体、特殊法人等は、従業員の一定割合以上の障害者を雇用しなければならないとされ、この一定の割合が「法定雇用率」と言われています。

民間企業の法定雇用率は2.5%で国、地方公共団体、特殊法人等の法定雇用率は2.8%です。

### 民間企業の法定雇用率2.5%

常用労働者数+短時間労働者数×0.5  
の合計が40.0人以上規模

### 国、地方公共団体、特殊法人等の法定雇用率2.8%

常時勤務する職員数+短時間勤務職員数×0.5  
の合計が36.0人以上規模

\* (令和5年6月1日現在) 民間企業の実雇用率 埼玉県:2.42% 全国:2.33%

## 法定雇用障害者数の算定方法

法定雇用障害者数(小数点以下切り捨て) = (常用労働者数+短時間労働者数×0.5) × 2.5%



コバトン & さいたまっち

## 雇用障害者数の算定方法

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満*2
身体障害者	1人	0.5人	—
重度	2人	1人	0.5人
知的障害者	1人	0.5人	—
重度	2人	1人	0.5人
精神障害者	1人	1人*1	0.5人

\*1 令和5年4月から精神障害者の算定特例が延長されました。

\*2 就労継続支援A型の利用者は除きます。

令和6年4月から一部の週所定労働時間が20時間未満の方の雇用率への算定ができるようになりました。

詳しくはP3のポイント③をご覧ください。ご不明点につきましてはハローワークへお問合せください。

## 障害者雇用納付金制度

障害者を雇用するには、経済的負担を伴うことから、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図る制度です。雇用障害者数が法定雇用率に満たない事業主からは、障害者雇用納付金(不足1人につき月額5万円)を徴収するとともに、その納付金を財源として障害者雇用調整金(超過1人につき月額2万9千円)や各種助成金の支給を行っています。

対象事業主: 常時雇用している労働者の数が100人を超える事業主

今後、法定雇用率が段階的に引き上げられるとともに、除外率が引き下げられることに御留意ください。

事業主のみなさまへ

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

### Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業 (集配利用運送業を除く)	5%
・建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業 (信書便事業を含む)	10%
・港湾運送業 ・ 警備業	15%
・鉄道業 ・ 医療業 ・ 高等教育機関 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院	20%
・林業 (狩猟業を除く)	25%
・金属鉱業 ・ 児童福祉事業	30%
・特別支援学校 (専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・ 小学校	45%
・幼稚園 ・ 幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



## Point

③

### 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

#### ▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

#### ▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

## Point

④

### 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。

（令和6年4月以降）

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

#### ▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

#### ▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

## Q & A

### Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

### Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



### Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

# 障害者雇用を進めるための各種支援制度

## 1 障害者を雇用するきっかけづくりのための支援制度

### (1) 障害者トライアル雇用事業（ハローワーク等の紹介による）

問い合わせ 各ハローワーク

#### I 障害者トライアル雇用

障害者に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている事業所に、障害者を試用雇用（トライアル雇用）の形で受け入れていただき、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める制度です。

精神障害者以外 ①実施期間：原則として3か月間 ②事業主に助成金を支給：対象者1人当たり月額最大 40,000円

精神障害者 ①実施期間：原則として6か月間、最大12か月間まで ②事業主に助成金を支給：採用後3か月は月額最大 80,000円。4か月から6か月までは月額最大 40,000円。

#### II 障害者短時間トライアル雇用

精神障害者及び発達障害のある方を試行的に雇用し、一定の期間をかけて徐々に就業時間を伸ばしていきながら、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを進める制度です。

①実施期間：原則として3か月以上12か月以内 ②事業主に助成金を支給：対象者1人当たり月額最大40,000円

### (2) 障害者雇用開拓・チャレンジ体験（短期雇用体験）

問い合わせ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

主に障害者雇用の経験がない事業主の方に3～5日間の職場体験実習を受け入れていただき、障害者雇用を理解してもらう制度です。（一定の条件を満たす場合、2日から可）

### (3) 障害者対象委託職業訓練

問い合わせ 埼玉県立職業能力開発センター

障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用のニーズに対応した職業訓練を県内の企業などに委託して実施する制度です。

### (4) 短期の職場適応訓練

問い合わせ 各ハローワーク

事業主には障害者の技能の程度や職場への適応性を把握してもらうこと、障害者には実際に従事することになる仕事を体験して就業に自信を持ってもらうことを目的に、埼玉県が民間事業所に委託して実施する制度です。

## 2 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援制度

### (1) ジョブコーチ支援事業

問い合わせ 埼玉障害者職業センター／埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

就職に際して課題があるか、職場適応に課題がある障害者が職場で安定して働くことができるよう、埼玉障害者職業センターの職場適応援助者（ジョブコーチ）が事業所へ一定期間出向いて、障害者やその家族、職場の方々に対して職場適応などに関するきめ細かな支援を行う事業です。

また、埼玉県で設置している埼玉県障害者雇用総合サポートセンターにおいても、県独自のジョブコーチを配置して同様の支援を行っています。

## 3 精神障害者等に対する支援制度

### (1) 職場復帰支援

問い合わせ 埼玉障害者職業センター リワーク支援室

障害者職業カウンセラーが、うつ病などで休職されている方に対して、本人、主治医、事業所の意向を調整した上で、職場復帰に向けたウォーミングアップを行います。また、事業所の方には、職場復帰に際しての職務や配置、配慮事項等の対応方法について助言します。

### (2) 精神障害者の雇用に関するチーム支援

問い合わせ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

精神障害者雇用アドバイザーと精神保健福祉士が、企業からの精神障害者の雇用に関する相談に対応します。

## 4 埼玉県の優遇制度

### (1) 埼玉県中小企業制度融資

問い合わせ 埼玉県産業労働部金融課 ☎ 048-830-3801

#### I 産業創造資金・社会貢献企業等優遇貸付

法定雇用障害者数を超えて障害者を雇用し、かつ過去1年以内に新たに障害者を雇用した中小企業者（県雇用労働課長の確認が必要）は、一般の資金よりも低利な産業創造資金・社会貢献企業等優遇貸付（運転・設備、上限1億円）をご利用いただけます。

#### II 設備投資促進資金

障害者の職場環境の整備や活躍の場を拡大するための設備投資を行う中小企業者は一般の資金よりも低利な設備投資促進資金をご利用いただけます。（設備1億5千万円、運転5千万円、併用時合計1億5千万円が上限。ただし、土地・建物取得等を含む場合は設備2億円が上限。運転のみの利用は不可。）

なお、融資の申込みやご相談は、地元の商工会議所・商工会へお願いします。商工会議所・商工会での受付の後、金融機関及び信用保証協会の審査により融資の可否が決定されます。

### (2) 埼玉県障害者雇用優良事業所認証制度による提携融資

問い合わせ 提携融資取扱金融機関

埼玉県障害者雇用優良事業所の認証を受けた事業所が、提携融資取扱金融機関の提携商品により、事業性資金の融資を受け際の適用金利が優遇されるとともに、当該取扱手数料が免除（不要）となります。

なお、提携融資の申込みやご相談は、各金融機関の窓口へお願いします。

【提携融資取扱金融機関】 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫

# 障害者雇用に係る各種助成制度

## 1 賃金の助成制度

### (1) 特定求職者雇用開発助成金

問い合わせ 各ハローワーク

※令和3年7月1日から、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合において、制度が一部変更となりました。障害者トライアル雇用により雇い入れた対象労働者（令和3年7月1日以降に障害者トライアル雇用紹介された方が対象）を、トライアル雇用終了後も引き続き雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の受給は、第2期支給対象期分からとなります。詳細についてはお問い合わせください。

#### (a) 特定就職困難者コース

ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対する助成制度です。

( ) 内は中小企業以外の場合の金額・期間



対象者労働者の区分		支給総額	助成対象期間
短時間労働者以外	身体・知的障害者	120万円（50万円）	2年（1年）
	重度障害者等 （重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者）	240万円（100万円）	3年（1年6か月）
短時間労働者	障害者	80万円（30万円）	2年（1年）

#### (b) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

ハローワーク等の紹介により、障害者手帳を所持していない発達障害者及び難病のある人を継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対する助成制度です。

( ) 内は中小企業以外の場合の金額・期間

対象労働者の区分	支給総額	助成対象期間
短時間労働者以外	120万円（50万円）	2年（1年）
短時間労働者	80万円（30万円）	2年（1年）



## 2 施設・設備の整備や雇用管理等を行う場合の助成制度

### (1) 障害者作業施設設置等助成金

問い合わせ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等の設置・整備を行う場合、また加齢に伴う就労上の課題克服・軽減の措置を行う事業主の方への助成金

### (2) 障害者福祉施設設置等助成金

問い合わせ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課

障害者の福祉の増進のために障害特性に配慮した休憩室等の福祉施設の設置や整備を行う事業主の方への助成金

### (3) 障害者介助等助成金

問い合わせ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課

障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置や、加齢に伴う心身の変化により生じる課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う事業主の方への助成金

### (4) キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

問い合わせ 埼玉労働局職業安定部職業対策課助成金センター

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主の方への助成金

### (5) 職場適応援助者助成金

問い合わせ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課

職場適応に課題を抱える障害者、加齢に伴い生ずる心身の変化により職場適応が困難となった障害者に対し、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を行う事業主の方への助成金

### (6) 重度障害者等通勤対策助成金

問い合わせ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課

障害者の障害特性による通勤の課題を軽減または解消するための措置を行う事業主の方への助成金  
種類：住宅の賃借、駐車場の賃借、住宅手当の支払、通勤用自動車の購入など

### (7) 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

問い合わせ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課

重度障害者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置または整備を行うことと併せて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に支給する助成金。※申請には事前相談が必須

### (8) 障害者能力開発助成金

問い合わせ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課

障害者の能力開発訓練の事業を行う施設または設備の設置や整備等を行う場合やその能力開発訓練事業を運営する事業主の方への助成金

### (9) 障害者雇用相談援助助成金

問い合わせ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課

障害者の雇い入れや雇用の継続を図るために必要な雇用管理に関する援助事業を行う事業所として、都道府県労働局の認定を受けた事業者への助成金

### 3 障害者雇用納付金に基づく調整金・報奨金等

#### (1) 障害者雇用調整金・報奨金

問い合わせ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課

障害者を雇用している場合は、法定雇用障害者数を超過して雇用している障害者数に応じて障害者雇用調整金が支給されます。また常用用している労働者の数が100人以下でありかつ支給要件の定数を超過して障害者を雇用している事業主には、報奨金が支給されます。

区 分		支 給 要 件	支 給 額
調整金	常時雇用している労働者の数が100人を超える事業主	雇用障害者数が法定雇用障害者数を超過している場合に支給	1人月額 29,000円*1
報奨金	常時雇用している労働者の数が100人以下の事業主	支給要件として定められている数を超過して障害者を雇用している場合に支給	1人月額 21,000円*2

\*1 ただし、支給対象人数が10人を超える場合は、当該超過人数分の支給額が1人当たり23,000円となります。  
(令和6年度の実績に基づく令和7年度の支給から反映します。)

\*2 ただし、支給対象人数が35人を超える場合は、当該超過人数分の支給額が1人当たり16,000円となります。  
(令和6年度の実績に基づく令和7年度の支給から反映します。)

#### (2) 在宅就業障害者特例調整金・特例報奨金

問い合わせ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課

在宅就業障害者等に仕事を発注し、業務の対価を支払った事業主に対して在宅就業障害者特例調整金又は報奨金が支給されます。

区 分	支 給 額
在宅就業障害者特例調整金	$\frac{\text{事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額}}{\text{評価額(35万円)}} \times \text{調整額(21,000円)}$
在宅就業障害者特例報奨金	$\frac{\text{事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額}}{\text{評価額(35万円)}} \times \text{報奨額(17,000円)}$

#### (3) 特例給付金制度

問い合わせ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課

令和6年3月31日までに雇入れられた週10～20時間未満で働く重度以外の身体障害者及び知的障害者を1年を超えて(見込みを含む)雇用する事業主に対して特例給付金が支給されます。

区 分	支 給 額
週所定労働時間20時間以上の労働者の総数が100人を超える事業主	申請対象期間に雇用した対象障害者(週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者)の人数数×7,000円
週所定労働時間20時間以上の労働者の総数が100人以下の事業主	申請対象期間に雇用した対象障害者(週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者)の人数数×5,000円

## 障害特性 ～ 障害者を雇用する際は、障害特性を理解することが大切です。～

#### ● 視覚障害

全盲、弱視、視野狭窄(見える範囲が狭い)などがあります。

#### ● 聴覚障害

ほとんど聞こえない「ろう」と、聞こえにくい難聴があります。

#### ● 肢体不自由

上肢(腕や手指、肘関節など)や下肢(足や足指、膝関節など)の切断や機能障害、体幹の障害(座っている・立っている姿勢を保つことが困難なことなど)、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(脳性マヒなど)があります。

#### ● 内部障害

内臓機能などの障害で心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能の7種類の機能障害があります。

#### ● 重度身体障害者

身体障害者のうち、身体障害の程度が重い方であって厚生労働省令で定めるものをいいます。

#### ● 知的障害者

おおむね18歳までに知的機能の障害が認められ、日常生活などに特別な支援が必要な方です。

#### ● 精神障害者

統合失調症、そううつ病、てんかんなどのさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活に制限を受けている方です。

#### ● 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものです。

平成17年4月1日から発達障害者支援法が施行され自立や社会参加ができるよう生活全般にわたる支援が行われています。

#### ● 高次脳機能障害

交通事故や疾病(脳出血・脳梗塞・脳炎・脳腫瘍等)などにより、脳が損傷を受け、記憶の障害、注意の障害、臨機応変に対応できないなどの症状を伴う障害。

外見からは分かりにくいため、見えない障害と言われることもあります。

#### ● 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいいます。(難病の患者に対する医療等に関する法律第1条)

#### (重度知的障害者判定について)

障害者雇用率制度などの雇用対策上の重度知的障害者の判定は、埼玉障害者職業センターなどが行います。

## 各種研修

企業で障害者雇用に携わる方を対象とした研修を開催しています。  
開催時期等の詳細については、担当までお問合せください。

### ジョブサポーター研修

ベーシックコース



アドバンスコース



フォローアップコース



### 自由に選択できる研修

出前研修

企業見学会

障害者雇用研究会

障害者雇用サポートセミナー

※この他にも企業の指導スタッフ研修等あり

※ 埼玉県では、企業や支援機関等で障害者雇用に携わる担当者のことをジョブサポーターと呼んでいます。

## 1 ジョブサポーター研修

### (1) ベーシックコース

問い合わせ 埼玉県産業労働部雇用労働課

初任者を対象として、障害者雇用の基礎的な知識・技術の習得を目的とした研修です。  
障害特性や障害者雇用に係る制度などの講座をオンデマンド方式（1講座20分程度）で開催します。  
好きな時間に繰り返し視聴できます。

※ 6月末頃配信予定

### (2) アドバンスコース

問い合わせ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター（定着支援）

ベーシックコースを受講した方が対象です。  
障害者の職場定着促進のため、支援スキル向上を目的とした実践的な研修です。事例研究も行います。

※ 7月頃に2日間程度で開催予定  
※ 定員になり次第締切となります。

### (3) フォローアップコース

問い合わせ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター（定着支援）

アドバンスコースを受講した方が対象です。  
アドバンスコースで得た知識を持ち帰り、実務で活用した後に行うフォローアップ研修です。

※ アドバンスコース終了後、半日程度で開催予定  
※ 定員になり次第締切となります。

## 2 自由に選択できる研修

### (1) 出前研修（随時）

問い合わせ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター（企業支援）

企業の個別の課題に対応した出前研修を実施しています。  
障害種別、障害の程度、業務内容等、要望に応じてカスタマイズします。階層別研修にも対応します。

### (2) 企業見学会

問い合わせ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター（企業支援）

障害者雇用企業を見学することにより、雇用を検討している企業の不安を解消します。  
※ 7月及び11月開催予定（個別の企業見学についてはご相談ください。）  
※ 定員になり次第締切となります。

### (3) 障害者雇用研究会（「ともに働く」を応援する研究会）

問い合わせ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター（企業支援）

令和6年度は「今さら聞けない!? 障害者雇用」をテーマに全6回のオンライン形式で開催します。  
※ 5月から11月までの毎月第4金曜日開催予定（8月除く。）  
※ 定員になり次第締切となります。

### (4) 障害者雇用サポートセミナー

問い合わせ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター（企業支援）

企業の先進的な取組、障害者雇用のトレンド、助成金制度等の最新情報をご紹介します。  
※ 6月及び9月頃開催予定  
※ 定員になり次第締切となります。

# 障害者雇用取組事例の紹介

## 1 埼玉県障害者雇用優良事業所認証制度



埼玉県障害者雇用優良事業所

県内で障害者雇用積極的に取り組む事業所を埼玉県障害者雇用優良事業所として認証し、その取組内容などを県のホームページ等を通じて広く紹介する事業を実施しています。

認証マークを会社案内や名刺等に使用し、障害者雇用積極的に取り組んでいることを対外的に明示することができます。

また、提携融資取扱金融機関による事業所向け提携融資を利用することができます。

令和6年4月1日現在で、99の事業所を認証しています。

## 主な認証要件

- ① 県内ハローワークに事業所登録がある事業所であること
- ② 設立から3年を経過していること
- ③ 申請日現在の障害者雇用率が2.8%以上であること
- ④ 過去3年間、事業所の障害者雇用率が障害者雇用促進法で定める障害者雇用率以上であること
- ⑤ 過去3年間、労働関係法規を遵守していること
- ⑥ 公序良俗に反する事業を行っていないこと

申請のお問い合わせ

埼玉県産業労働部雇用労働課 ☎048-830-4536

## 2 事例紹介

障害者は大切な戦力であり貴重な人財

### 株式会社山水花園

設立：平成21年2月 本社所在地：川島町 雇用障害者数：2人（発達障害：2人）

#### ■ 事業内容

- ・ 生花生産及び販売、農業

#### ■ 障害者雇用のきっかけ

- ・ 4年前に特別支援学校の見学会に参加したことがきっかけです。ミシンや電気のこぎりを、健常者よりも上手く扱っていて、障害者は「守られるもの」という先入観を反省すると同時に、一緒に働いてみたいと明確に思うようになりました。

#### ■ 障害者の主な仕事

- ・ 花束作成（ライン作業）、配達、事務作業

#### ■ 障害者雇用の工夫

- ・ どの仕事が適しているのかを明確にするため、切り出した仕事を細分化したタスク表を作成しました。
- ・ 「仕事の見える化」を行い、業務を分かりやすくする工夫を皆で考えました。一例として、花束作成時に、花の高さを揃える位置や葉を取る位置を写真で示し作業机に貼ることで、すぐに理解してもらえるようになりました。

#### ■ 今後について

- ・ 人手不足のこの時代、障害者の力を借りずに会社が成長することは難しいと感じています。「人財がここ（障害者）にある」ということに気付くことが大事だと思います。

タスク一覧 ランク1	熟練度		
	上手に出来る	出来る	出来ない
1 値段シールを左上に貼る		○で記入	
2 扱うお花の名前がわかる（20品目）			
3 扱う鉢物の名前がわかる（20品目）			

タスク表



仕事の見える化

▶埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの支援事例はこちらからご覧ください。  
(<http://www.koyou-support.jp/new/example/index.html>)



## 障害者の雇用を支援する関係機関

### 1 県の機関

#### 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館1階  
企業支援 ☎0120-540-271（障害者雇用ヘルプデスク）  
☎048-827-0540 FAX 048-827-1033  
定着支援 ☎048-823-9020 FAX 048-834-6980  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/syougai-map/suportsenter.html>



埼玉県では障害者雇用総合サポートセンターを設置し、雇用開拓、企業支援、職場定着支援を一体的に運営し、企業の障害者雇用を支援しています。企業に対し障害者雇用にあたっての具体的な支援を行うほか、職場適応援助者（ジョブコーチ）を企業へ派遣し、障害者の職場定着支援を行います。

#### 埼玉県立職業能力開発センター

さいたま市北区櫛引町 2-499-11 ☎048-651-3122 FAX 048-651-3114  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0810/index.html>



障害者が就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を身につけ雇用の促進が図られるよう、地域の企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練と、施設内において知的障害者、精神障害者及び発達障害者を対象とした職業訓練を実施しています。

#### 埼玉県総合リハビリテーションセンター

上尾市西貝塚 148-1 ☎048-781-2222 FAX 048-725-0211  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/rihasen/index.html>



総合リハビリテーションセンターの障害者支援施設において、知的障害者、肢体不自由者、高次脳機能障害者を対象に職業指導、就労支援等の就労移行支援と就労定着支援を実施しています。

#### ◆高次脳機能障害者就労アシスト事業

県内の高次脳機能障害者の在籍している企業や福祉施設などの事業所に、就労支援員が訪問して、高次脳機能障害に関する相談や研修などの支援を個別に行います。

#### 埼玉県立精神保健福祉センター（社会復帰部精神科デイケア）

伊奈町小室 818-2 ☎048-723-3333 FAX 048-723-1561  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0606/index.html>



#### <社会参加コース>

精神科通院中の方を対象とするリハビリテーションとして、基礎体力作り、コミュニケーションの練習など、社会参加に向けたグループ活動を実施しています。

#### <復職支援コース>

うつ病等の気分障害と診断され休職中で、職場復帰（リワーク）を目指す方を対象に、症状の再発を防止し、職場への適応力を高めるプログラムを実施しています。

**埼玉県発達障害総合支援センター**

さいたま市中央区新都心 1-2 県立小児医療センター南玄関3階  
 ☎ 048-601-5551 FAX 048-601-5552  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0614/index.html>



18歳までの発達障害児及びその家族への支援や、発達障害の支援ができる人材の育成などを実施しています。さいたま市にお住まいの方は、市の発達障害者支援センター（☎ 048-859-7422）にお問い合わせください。

**埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」**

川越市平塚新田東河原 201-2 ☎ 049-239-3553 FAX 049-233-0223  
<https://www.dd-mahoroba.com/>



19歳以上の発達障害者やその家族、支援者に対する生活支援及び就労支援などに関する相談や研修などを実施しています。さいたま市にお住まいの方は、市の発達障害者支援センター（☎ 048-859-7422）にお問い合わせください。

**発達障害者就労支援センター【ジョブセンター川口 / 草加 / 川越 / 熊谷】**

**ジョブセンター川口**

川口市西川口 1-6-3 西川口ビル5階B号室  
 ☎ 048-299-2070 FAX 048-287-9695  
<https://www.welbe.co.jp/kawaguchi/>



**ジョブセンター草加**

草加市氷川町 2101-1 シーバイオビル3階  
 ☎ 048-929-7600 FAX 048-929-7576  
<https://www.welbe.co.jp/soka/>



**ジョブセンター川越**

川越市脇田町 15-21 ジョージビルワキタ 1階  
 ☎ 049-299-4927 FAX 049-299-4937  
<https://www.welbe.co.jp/kawagoe/>



**ジョブセンター熊谷**

熊谷市桜木町 1-137 サンライズ桜木・堀口第2ビル4階・5階  
 ☎ 048-501-8917 FAX 048-501-8928  
<https://job-kumagaya.wixsite.com/mysite>



就労を希望する発達障害者に対して、相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着までの支援を提供します。

**県立特別支援学校一覧**

学校名	区分	TEL	学校名	区分	TEL	学校名	区分	TEL
<b>さいたま市</b>			<b>春日部市</b>			<b>久喜市</b>		
特別支援学校 大宮ろう学園	聴	048-663-7525	春日部特別支援学校	知	048-761-1991	久喜特別支援学校	知	0480-23-0081
けやき特別支援学校	病	048-601-5531	<b>狭山市</b>			<b>北本市</b>		
浦和特別支援学校	知	048-878-1221	狭山特別支援学校	知	04-2953-1612	騎西特別支援学校北本分校	知	048-594-6679
大宮北特別支援学校	知	048-622-7111	狭山特別支援学校 狭山清陵分校	知	04-2968-4663	<b>三郷市</b>		
大宮北特別支援学校 さいたま西分校	知	048-620-5251	<b>羽生市</b>			三郷特別支援学校	知	048-952-1205
特別支援学校 さいたま桜高等学園	知	048-858-8815	特別支援学校 羽生ふじ高等学園	知	048-560-2020	三郷特別支援学校 三郷北分校	知	048-948-7404
上尾かしの木特別支援学校 大宮商業分校	知	048-797-6704	<b>深谷市</b>			<b>蓮田市</b>		
岩槻はるかぜ特別支援学校	知	048-795-6450	深谷はばたき特別支援学校	知	048-578-1701	蓮田特別支援学校 病肢	048-769-3191	
<b>川越市</b>			<b>上尾市</b>			<b>坂戸市</b>		
特別支援学校 塙保己一学園	視	049-231-2121	上尾特別支援学校	知	048-774-9331	特別支援学校 坂戸ろう学園	聴	049-281-0174
川越特別支援学校	知	049-235-0616	上尾特別支援学校 上尾南分校	知	048-729-8828	<b>日高市</b>		
川越特別支援学校 川越たかしな分校	知	049-238-8051	上尾かしの木特別支援学校	知	048-776-4601	日高特別支援学校	肢	042-985-4391
<b>熊谷市</b>			<b>草加市</b>			<b>白岡市</b>		
熊谷特別支援学校	肢	048-532-3689	草加かがやき特別支援学校	知	048-946-2131	久喜特別支援学校 白岡分校	知	0480-53-3121
<b>川口市</b>			草加かがやき特別支援学校 草加分校	知	048-946-6607	<b>伊奈町</b>		
川口特別支援学校	知	048-283-4111	<b>越谷市</b>			けやき特別支援学校 伊奈分校	病	048-723-2201
川口特別支援学校 鳩ヶ谷分校	知	048-452-4140	越谷特別支援学校	肢	048-975-2111	<b>毛呂山町</b>		
<b>行田市</b>			越谷西特別支援学校	知	048-962-0272	毛呂山特別支援学校	知	049-294-7200
行田特別支援学校	知	048-554-3302	<b>戸田市</b>			<b>嵐山町</b>		
<b>秩父市</b>			戸田かけはし高等特別支援学校	知	048-299-7919	東松山特別支援学校 嵐山学園分校	病	0493-62-0855
秩父特別支援学校	知・肢	0494-24-1361	<b>入間市</b>			<b>川島町</b>		
<b>所沢市</b>			入間わかくさ高等特別支援学校	知	04-2941-5771	川島ひばりが丘特別支援学校	肢	049-297-7753
所沢特別支援学校	知	04-2994-8733	<b>和光市</b>			<b>宮代町</b>		
所沢おおぞら特別支援学校	知・肢	04-2951-1102	和光特別支援学校	肢	048-465-9770	宮代特別支援学校	肢	0480-35-2432
<b>加須市</b>			和光南特別支援学校	知	048-465-9780	<b>松伏町</b>		
騎西特別支援学校	知	0480-73-3510	<b>新座市</b>			越谷西特別支援学校 松伏分校	知	048-940-5763
<b>本庄市</b>			所沢おおぞら特別支援学校 新座柳瀬分校	知	048-423-2228			
本庄特別支援学校	知	0495-24-3747						
<b>東松山市</b>								
東松山特別支援学校	知	0493-24-2611						

**【区分】**

聴：聴覚障害 病：病弱 知：知的障害 視：視覚障害 肢：肢体不自由

## 2 障害者就業・生活支援センター / 市町の障害者就労支援センター

### 障害者就業・生活支援センター

就職を希望している障害者や職場定着が困難な方を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、「就業面」と「生活面」の一体的な相談・支援を行っています。

名称	所在地	電話	FAX
障害者就業・生活支援センターZAC	東松山市箭弓町1-11-7 ハイムグランデ東松山2階	0493-24-5658	0493-24-5658
障害者就業・生活支援センターこだま	児玉郡美里町小茂田756-3	0495-76-0627	0495-75-1870
埼玉北障害者就業・生活支援センター	久喜市青毛753-1(ふれあいセンター久喜内)	0480-21-3400	0480-26-4870
障害者就業・生活支援センターCSA	上尾市柏座1-1-15(プラザ館5階)	048-767-8991	048-767-8995
障がい者就業・生活支援センター遊谷	熊谷市江南中央1-1 熊谷市役所江南庁舎3階	048-598-7669	048-598-7679
秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ	秩父市熊木町12-21(さやかサポートセンター内)	0494-21-7171	0494-24-9963
障害者就業・生活支援センターかわごえ	川越市中台南2-17-15(川越親愛センター相談室内)	049-246-5321	049-293-4571
東部障がい者就業・生活支援センターみらい	草加市栄町2-1-32 ストーク草加式番館1階	048-935-6611	048-933-9632
障害者就業・生活支援センターみなみ	戸田市新曽1993-21 カーサ・フォルテ北戸田1階	048-432-8197	048-229-3950
障害者就業・生活支援センターSWAN	新座市菅沢1-3-1	048-480-3603	048-479-5873

### 市町の障害者就労支援センター

障害者の就労機会の拡大を図るために、地域で一番身近な市町が設置する支援施設です。障害者やその家族の求めに応じて、職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援の業務を行う障害者就労支援の最前線の窓口です。

名称	所在地	電話	FAX
ところざわ就労支援センター	所沢市泉町1861-1(所沢市こどもと福祉の未来館1階)	04-2921-9200	04-2923-4780
新座市障がい者就労支援センター	新座市野火止1-1-1(新座市役所本庁舎1階)	048-477-1552	048-482-7725
東松山市障害者就労支援センターZAC	東松山市小松原町17-19	0493-24-5658	0493-24-5658
幸手市障害者就労支援センター	幸手市天神島1030-1(幸手市保健福祉総合センター社会福祉課内)	0480-43-6711	0480-43-5600
川越市障害者総合相談支援センター	川越市膳田本町8-1 U PLACE 3階(川越市民サービスステーション内)	049-293-4319	049-293-4329
秩父障がい者就労支援センターキャップ	秩父市熊木町12-21(さやかサポートセンター内)	0494-21-7171	0494-24-9963
久喜市障がい者就労支援センター	久喜市青毛753-1(ふれあいセンター久喜内)	0480-21-3400	0480-26-4870
草加市障害者就労支援センター	草加市栄町2-1-32 ストーク草加式番館1階	048-935-6611	048-933-9632
蕨市障害者就労支援センター	蕨市錦町3-3-27(蕨市総合社会福祉センター内)	048-432-6820	048-441-5405
越谷市障害者就労支援センター	越谷市東越谷1-5-6(ビジネスサポートセンター1階)	048-967-2422	048-967-2433
春日部市障害者就労支援センター	春日部市樋堀369-1(春日部市リサイクルショップ内)	048-752-7483	048-752-7483
八潮市障がい者就労支援センター	八潮市中央1-2-1(八潮市役所内)	048-949-6317	048-949-6318
川口市障害者就労支援センター	川口市西青木5-2-43(クサカビル1階)	048-259-3976	048-240-1788
さいたま市障害者総合支援センター	さいたま市中央区鈴谷7-5-7	048-859-7266	048-852-3273
狭山市障害者就労支援センター	狭山市富士見1-1-11(狭山市障害者基幹相談支援センター内)	04-2937-7864	04-2937-7772
ふじみ野市障がい者総合相談支援センター	ふじみ野市大井中央2-2-1(大井総合福祉センター3階)	049-266-1186	049-269-1428
桶川市障害者就労支援センター	桶川市坂田885-1	048-729-1255	048-728-7141
熊谷市障害者就労支援センター	熊谷市江南中央1-1 熊谷市役所江南庁舎3階	048-598-7662	048-598-7679
上尾市障害者就労支援センター	上尾市柏座1-1-15(プラザ館5階)	048-767-8991	048-767-8995
飯能市障害者就労支援センター	飯能市新町2-10 ジョイステージ飯能203	042-971-2020	042-971-2020
深谷市障害者就労支援センター	深谷市本住町12-8(深谷市ボランティア交流センター内)	048-573-6561	048-573-0806
三郷市障がい者就労支援センター	三郷市幸房1433 番地	048-953-1521	048-953-4779
杉戸町障がい者就労支援センター	北葛飾郡杉戸町清地2-9-29(杉戸町役場内)	0480-33-1713	0480-33-5077
戸田市障害者就労支援センター	戸田市笹目2-9-1(福祉作業所かがやき2階)	048-471-9333	048-471-9334
吉川市障がい者就労支援センターレゴリス	吉川市川藤14-1	048-999-6509	048-999-6854
和光市障害者就労支援センター	和光市広沢1-5(和光市役所内)	048-424-9126	048-466-1473
富士見市障がい者就労支援センター	富士見市鶴瀬東1-9-26(富士見市障がい者基幹相談支援センター内)	049-257-7535	049-293-2149
入間市障害者就労支援センターりぼん	入間市豊岡1-16-1(入間市役所B棟3階)	04-2901-7088	04-2966-6791
志木市障がい者等就労支援センター	志木市中宗岡1-1-1(志木市役所共生社会推進課内)	048-473-1464	048-471-7092
朝霞市はあとびあ障害者就労支援センター	朝霞市浜崎 51-1(朝霞市総合福祉センター内)	048-486-2575	048-486-2418
児玉郡市障がい者就労支援センター	本庄市いまい台2-43(本庄市障害福祉センター内)	0495-22-3064	0495-22-1271
鴻巣市障がい者就労支援センター	鴻巣市本町1-2-1 エルミこうのすアネックス3階	048-577-3518	048-577-5031
蓮田市障がい者就労支援センター	蓮田市関山4-5-6(ふれあい福祉センター内)	048-769-7122	048-768-1815
日高市障がい者就労支援センター「えるむ」	日高市楡木 201(日高市総合福祉センター内)	042-985-2116	042-985-1411
鶴ヶ島市生活サポートセンター	鶴ヶ島市三ツ木16-1(鶴ヶ島市役所6階)	049-277-4116	049-287-0557
北埼玉障がい者就労支援センター	羽生市砂山210	048-561-0296	048-563-3072
坂戸市障害者就労支援センター	坂戸市石井 2327-6(坂戸市福祉センター内)	049-283-6161	049-289-3911
入間西障害者就労支援センター	入間郡毛呂山町川角 449-1(あいあい作業所内)	049-295-2030	049-295-2036
寄居町障害者就労支援センター	大里郡寄居町寄居1180-1(寄居町役場内)	048-581-2121	048-581-9160
北本市障がい者就労支援センター	北本市本町1-111(北本市役所内)	048-594-5535	048-593-2862
三芳町障がい者就労支援センター	入間郡三芳町藤久保1078-3(三芳太陽の家1階)	049-293-1870	049-259-0196



### 障害者就業・生活支援センターの位置と障害保健福祉圏域

- 障害者就業・生活支援センターの位置
- 障害保健福祉圏域の名称
- 障害保健福祉圏域のエリア

### 市町の障害者就労支援センターの設置状況と位置

灰色 単独の市町による設置

色付き 複数の市町による共同設置等（濃色：センターが位置する市町村）

- 秩父障がい者就労支援センターキャップ（■秩父市、■横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）
- 児玉郡市障がい者就労支援センター（■本庄市、■美里町、■神川町、■上里町）
- 北埼玉障がい者就労支援センター（■羽生市、■行田市、■加須市）
- 久喜市障がい者就労支援センター（■久喜市、■白岡市、■宮代町）
- 入間西障害者就労支援センター（■毛呂山町、■越生町、■鳩山町）

白色 未設置

### 3 国、その他の機関

埼玉労働局職業安定部 職業対策課	さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクセス・タワー 15 階 ☎ 048-600-6209 FAX 048-600-6229 <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/</a>	
助成金センター	さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクセス・タワー 17 階 ☎ 048-600-6217 FAX 048-600-6250	

埼玉労働局は国の機関で、職業対策課では高齢者・障害者・外国人の雇用対策、職業指導及び各種助成金などの事務を行っています。

国立職業 リハビリテーションセンター	所沢市並木 4-2 ☎ 04-2995-1201 FAX 04-2995-1277 <a href="http://www.nvr.cd.jeed.go.jp/">http://www.nvr.cd.jeed.go.jp/</a>	
-----------------------	--	---

障害のある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 埼玉障害者職業センター		
<本庁舎>	さいたま市桜区下大久保 136-1 ☎ 048-854-3222 FAX 048-854-3260 <a href="https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/saitama/index.html">https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/saitama/index.html</a>	
<職業準備室> <リワーク支援室>	さいたま市南区沼影 1-20-1 武蔵浦和大栄ビル 302、303 号室 <職業準備支援室 302 号室> ☎ 048-872-1300 FAX 048-865-5356 <リワーク支援室 303 号室> ☎ 048-872-2100	

障害者の職業的自立を図るため、障害者や企業に対し、就職（雇入れ）前から職場定着にかかるまでの支援を専門的かつ総合的に行う機関です。企業に対しては、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、うつ病などの精神疾患による休職者に対する支援（リワーク支援）の他、事業主ワークショップの開催や障害者雇用リファレンスサービスによる事例提供、社内研修の実施等を行っています。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部		
高齢・障害者業務課	さいたま市緑区原山 2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター本館 4 階 ☎ 048-813-1112 FAX 048-813-1114 <a href="https://www.jeed.go.jp/location/shibu/saitama/index.html">https://www.jeed.go.jp/location/shibu/saitama/index.html</a>	

障害者雇用納付金等の申告・申請の受付、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の申請受付及び障害者雇用に関する講習・情報提供、啓発活動等（アビリンピック、障害者雇用優良事業所表彰他）の業務を実施しています。

### 公共職業安定所（ハローワーク）

職業紹介、職業指導等の業務を行う国が設置する機関です。障害者の就職や採用については、ハローワークへご相談ください。

※（ ）は出張所です。

名称	所在地	電話	FAX	管轄区域
川 口	川口市青木3-2-7	048-251-2901	048-251-3664	川口市、蕨市、戸田市
	川口市川口3-2-2リブレ川口一番街2号棟1階 (ハローワーク川口駅前庁舎)	048-229-8609	048-252-8605	
熊 谷	熊谷市箱田5-6-2	048-522-5656	048-524-5690	熊谷市、深谷市、寄居町
	(本庄) 本庄市中央2-5-1	0495-22-2448	0495-21-4924	
大 宮	さいたま市大宮区大成町1-525	048-667-8609	048-651-0331	さいたま市（西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区）、鴻巣市 (行田管轄を除く)、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、伊奈町
川 越	川越市豊田本1-19-8川越合同庁舎1階	049-242-0197	049-246-2754	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市
	(東松山) 東松山市上野本1088-4	0493-22-0240	0493-23-6272	
浦 和	さいたま市浦和区常盤5-8-40	048-832-2461	048-829-2984	さいたま市（中央区・桜区・浦和区・南区・緑区）
	所 沢	所沢市並木6-1-3所沢合同庁舎1・2階	04-2992-8609	
(飯能)	飯能市双柳94-15飯能合同庁舎1階	042-974-2345	042-973-7318	所沢市、入間市（飯能管轄を除く）、狭山市、三芳町
	秩 父	秩父市下影森1002-1	0494-22-3215	
春 日 部	春日部市下大増新田61-3	048-736-7611	048-737-5232	飯能市、入間市（仏子、野田、新光）、日高市、毛呂山町、越生町
	行 田	行田市長野943	048-556-3151	
草 加	草加市弁天4-10-7	048-931-6111	048-931-6615	秩父市、皆野町、長瀨町、小鹿野町、横瀬町
	朝 霞	朝霞市本町1-1-37	048-463-2233	
越 谷	越谷市東越谷1-5-6	048-969-8609	048-969-8610	春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町
				行田市、加須市、羽生市、鴻巣市（旧吹上町、旧川里町）
				草加市、三郷市、八潮市
				朝霞市、志木市、和光市、新座市
				越谷市、吉川市、松伏町



## 埼玉県産業労働部雇用労働課

令和6年6月 発行

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0809/>

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
☎ 048-830-4536 FAX 048-830-4851

